

はじめに

少子・高齢化、長引く経済不況及び地方分権の推進など、私たちを取り巻く社会環境は、急速に変化しています。また、市民のライフスタイル及び価値観の多様化が進んでいます。

このような中で、市民の皆さんにきめ細かい行政サービスを安定して提供していくためには、市民と行政の協働によるまちづくりが不可欠な時代となっています。

本市におきましては、平成16年12月に「阪南市市民公益活動推進に関する指針」を策定し、市民公益活動推進のための支援を行なってきました。

当初の指針策定から5年以上経過した現在、本市で活動している市民公益活動団体は、保健・福祉・医療、環境保全、子育てなどの分野を中心に活動が活発になってきていますが、さらなる協働のまちづくりの推進が求められています。

このような状況を踏まえ、まちづくり、保健福祉、子育て及び環境保全など、ネットワーク化した活動団体等の代表者との「阪南市市民公益活動推進に関する指針見直しにかかる懇談会」を設け、本指針の見直しについて、検討をいただきました。

そして、このたび、本懇談会での提言をもとに、「阪南市市民公益活動推進に関する指針」を改訂いたしました。

市民と行政の協働は、目的ではなく、手段であり、お互いが連携・協力しながら、推進していく必要があります。本市は、この指針に基づき、市民協働によるまちづくりを推進し、安全・安心のまちづくりに努めてまいります。

平成23年1月

阪南市長 福 山 敏 博

目 次

I	指針改訂の背景	1
II	市民公益活動の意義	1
III	市民公益活動に期待される役割	2
IV	市民公益活動の定義	3
V	市民公益活動団体の定義	4
VI	ボランティアと市民公益活動団体との関係	4
VII	市民協働の必要性	5
VIII	本市における市民公益活動について	5
IX	本市の市民協働推進施策の方向	7
X	市民協働推進のための支援施策	8
	【資料編】	資料—1
	・ 「阪南市市民公益活動推進に関する指針」見直しにかかる アンケート調査	
	・ 「阪南市市民公益活動推進に関する指針」見直しにかかる 懇談会経過	

I 指針改訂の背景

1 社会環境の変化

私たちを取り巻く環境は、少子高齢化の急速な進展、長引く景気の低迷など、大きく変化し、これらの地域課題を行政のみで対応することは、難しくなっています。

2 市民ニーズの多様化

市民の価値観やライフスタイルは多様化し、きめ細かい市民ニーズや地域課題への対応が求められています。

3 地域コミュニティの機能強化

都市化、核家族化が進み、地域社会を支えてきた地域コミュニティのあり方も変化してきています。市民がこれまで以上に自治意識を高め、連帯意識や信頼関係を構築することが求められています。

II 市民公益活動の意義

1 新しい公共サービスの担い手

地域におけるまちづくり、環境保全、防犯防災、子育て及び教育などの個別の課題について、きめ細かい公共サービスを提供するためには、行政だけでなく、自主的及び先駆的な活動を得意とする市民公益活動団体（NPO）と連携・協力しながら柔軟に対応していくことが求められています。

2 地域コミュニティとの連携

自治会や小中学校区単位の地域コミュニティ団体と市民公益活動団体（NPO）とが、共通の地域課題を共有し、地域コミュニティ活動の活性化が求められています。

3 自己実現（社会参加）の場としての市民公益活動の提供

市民一人ひとりが、多様な価値観の中で、心豊かで充実した生活の実現のため、自主的・自発的な市民公益活動を通じて、地域社会とつながり、生きがいの場として市民公益活動の場が求められています。

Ⅲ 市民公益活動に期待される役割

市民公益活動は、不特定多数の市民や社会の利益増進に寄与する非営利活動であり、社会的にも重要な役割を果たしつつ、以下のような役割が期待されています。

1 新たな公共サービスの担い手

市民ニーズが複雑・多様化するなかで、自らの問題意識で社会の課題解決に取り組む市民公益活動団体が、行政や企業とは異なる「質」を持った新しい公共サービスの担い手として期待されています。

2 新たなコミュニティを形成する主体

社会構造の変革により、自治会など地域によるコミュニティの在り方も変化していますが、市民公益活動団体と地域による団体が、連携・協力しながら新たなコミュニティを形成することが期待されています。

3 新たな交流機会の創出

能力や経験を社会のために活かしたい、生きがいを求めたいといった市民の欲求に対して、市民公益活動は自己実現や生きがいの場でもあります。そして、活動を通して、今まで触れ合ったことのない人たちとの新たな交流機会の場として期待されています。



IV 市民公益活動の定義

市民公益活動に関する明確な定義は確立されていませんが、この指針でも前指針同様、市民公益活動の要件を以下のように定義します。

- (1) 自主性・自発性
市民の自主性・自発性に基づく活動であること。
- (2) 公益性・社会性
不特定多数の市民や社会の利益増進に寄与する活動であること。
- (3) 非営利性
営利を目的としない活動であること。
- (4) 公開性
市民に対して、内容の開かれた活動であること。
- (5) 継続性
継続的に行われる活動であること。
- (6) その他
宗教活動や政治活動を主たる目的としない活動であること。

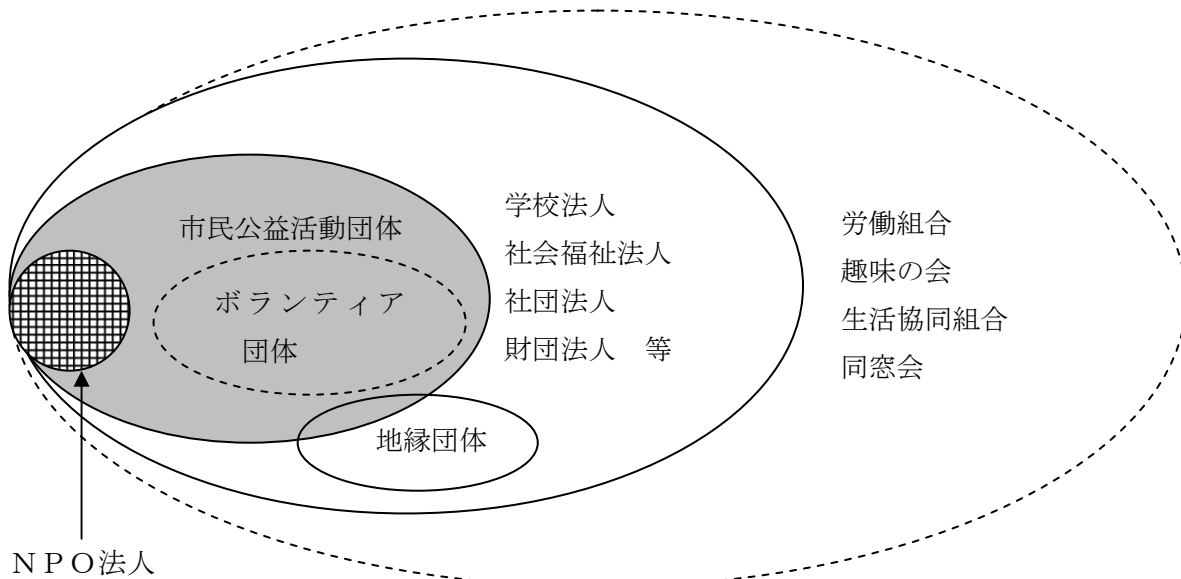
※ 「非営利」とは、収益事業をおこなってはいけないということではなく、事業を通して得られた利益を会員等に分配してはならないということであり、その利益を団体の事務経費や本来活動事業に充てることは、何ら差し支えありません。



V 市民公益活動団体の定義

この指針では、「市民公益活動の定義」に基づいて活動する「NPO法人」と「法人格を有していない市民活動団体」を総称して、「市民公益活動団体」と定義します。

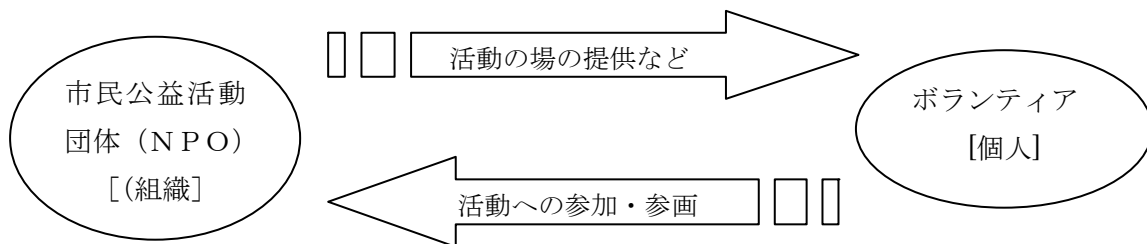
【多様なNPOと定義上の関係】



VI ボランティアと市民公益活動団体との関係

この指針では、営利を目的としないで自発的に社会貢献活動をおこなう個人を「ボランティア」と定義します。

【市民活動団体と市民のかかわり】



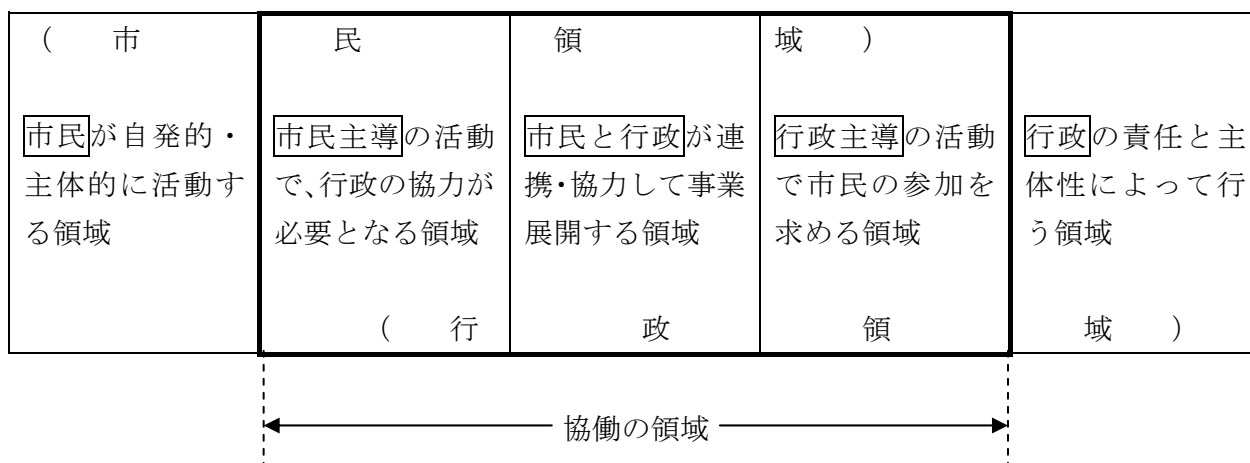
VII 市民協働の必要性

これまで、「公共サービス」は、主として行政が市民に対して「行政サービス」として、行なってきました。しかし、本格的な地方分権が進み、行政運営に際し、市町村などの基礎自治体の権限及び責任が益々重くなってきており、加えて、少子高齢化及び市民のライフスタイルの変化など、急激な社会情勢の変化に行政のみでの対応では限界があると考えられます。

一方、本市におきましても、NPO法人をはじめ、市民公益活動団体（NPO）が保健・福祉・医療、環境美化、防災防犯、子どもの健全育成など、市民公益活動団体の活動が活発になってきています。

これからは、「公共サービス」から拡大した領域を含めた「新しい公共」の領域において、NPO法人及び市民公益活動団体（NPO）を協働のパートナーとして、市民協働によるまちづくりを推進するとともに、新しい公共の担い手の育成が求められています。

【市民公益活動団体と行政の協働の領域】



VIII 本市における市民公益活動について

（1）本市の市民公益活動団体について

現在、NPO法人11団体（うち内閣府認証1団体）を含め、本市に登録されている市民公益活動団体は52団体あります。活動分野は、保健・福祉・医療、環境美化、子どもの健全育成を中心に様々な分野で活躍しています。

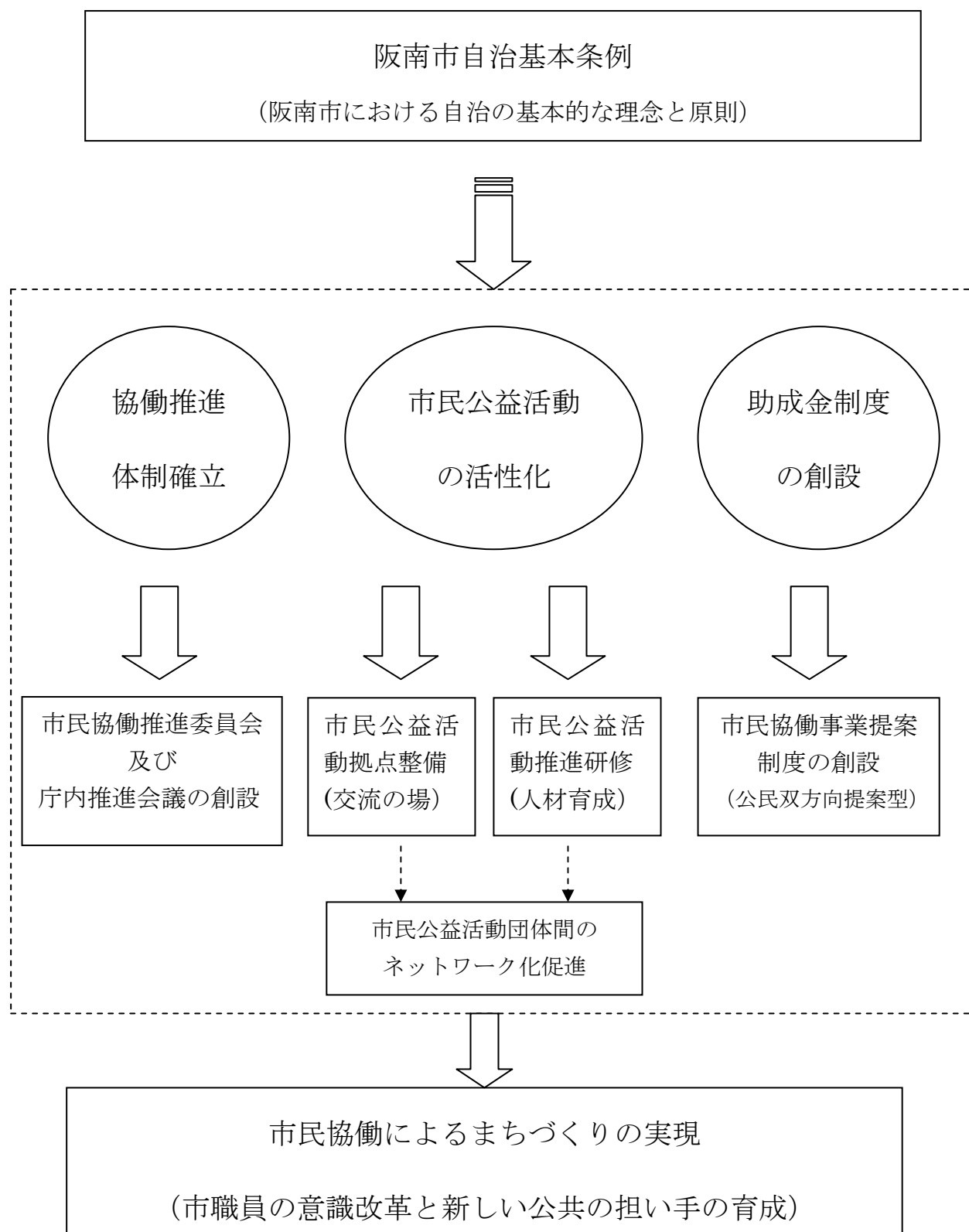
（2）本市のNPO法人の現状

平成22年10月末現在、全国で認証を受けたNPO法人は、40947団体で、そのうち大阪府では2736団体、阪南市では10団体となっています。

阪南市のNPO法人は、府内33市の中で、人口10,000人当たりの数が28番目で、堺市以南の泉州地域では最下位となっています。

市	人口 22年4月1日現在	NPO法人数 22年11月27日現在	10,000人当たりの NPO法人数
大阪市	2,497,208	1,450	5.81
堺市	828,528	213	2.57
豊中市	386,229	78	2.02
池田市	99,224	28	2.82
箕面市	124,126	27	2.18
吹田市	345,501	104	3.01
高槻市	352,778	87	2.47
茨木市	263,739	59	2.24
摂津市	84,041	12	1.43
守口市	146,552	20	1.36
枚方市	403,666	103	2.55
寝屋川市	243,829	62	2.54
大東市	126,121	23	1.82
門真市	132,466	27	2.04
四条畷市	57,129	6	1.05
交野市	78,043	17	2.18
八尾市	266,724	68	2.55
柏原市	75,900	14	1.84
東大阪市	495,748	122	2.46
富田林市	123,904	34	2.74
河内長野市	120,010	30	2.50
松原市	128,413	15	1.17
羽曳野市	119,927	19	1.58
藤井寺市	65,843	12	1.82
大阪狭山市	57,404	19	3.31
泉大津市	76,606	20	2.61
和泉市	179,105	43	2.40
高石市	61,206	15	2.45
岸和田市	202,433	50	2.47
貝塚市	89,478	21	2.35
泉佐野市	100,619	36	3.58
泉南市	65,272	22	3.37
阪南市	59,469	10	1.68

IX 本市の市民協働推進施策の方向



X 市民協働推進のための支援施策

1 市民公益活動理解への市民啓発

市民活動に対する市民の理解や関心は、徐々に高まりつつありますが、まだ十分とはいえません。市民への市民公益活動情報を積極的に収集・提供し、啓発を図ります。

- ・「広報はんなん」及び市ホームページへの情報掲載
- ・市民公益活動情報の一元化
- ・市民公益活動情報誌の発行（季刊）
- ・市民公益活動団体ガイドブックの作成
- ・「職員出前講座」の活用

2 市民公益活動環境の整備

市民公益活動が継続的なものとするため、市民公益活動に関心のある市民及び市民公益活動団体が、自由に集うことができる交流の場を提供し市民公益活動団体間のネットワーク化を推進します。

- ・市民交流の場として機能する拠点整備
- ・小会議や打ち合わせ等ができるスペースの確保
- ・市民公益活動に関する相談窓口の設置

3 助成制度の充実

市民公益活動を継続的に発展させるため、安定した活動資金の確保は、重要な課題です。しかし、多くの市民活動団体は資金的な問題を抱えているのが現状です。行政からの補助金・助成金が一助となる可能性もありますが、長期的に見れば、市民活動団体自らが積極的に会員を確保し、会費収入を増やすなどの努力も必要です。また、行政側も、市民協働のまちづくりの観点から、協働を推進し市民活動団体への業務委託等の制度の仕組みづくりを図ります。

- ・市民協働事業提案制度の創設

4 市民協働に関する推進委員会及び庁内推進会議の創設と市職員の意識向上

市が市民公益活動団体とのパートナーシップを構築し、市民協働を推進していくためには、市職員が、市民公益活動団体の特性や役割について十分理解し、庁内全体で推進を図るとともに、市民と行政との協働を通して、お互いが共通認識を持ってまちづくりを進めるために、市民協働推進委員会を創設します。

- ・市民協働推進委員会の創設
- ・市民協働庁内推進会議の創設
- ・市職員への研修会、勉強会の実施

5 人材育成

市民公益活動団体の多くは、自発性に基づいた活動を行っていますが、市は、活動を継続させるための組織運営方法やコーディネート能力等の学習機会を提供します。

- ・市民公益活動推進研修の実施

